

変更認定申請（法第8条） ☐ 変更認定申請書（規則第3号様式） ☐ 委任状 ※注1) ☐ 認定通知書の写し ※注2) ☐ 変更内容が長期使用構造等に関する場合、下記①、②、③ ①設計住宅性能評価書 又は 登録住宅性能評価機関が交付する確認書（変更後） ※写しの添付も可 ②変更にかかる図書 ※注3) ③変更前図面（県の長期認定印押印のもの） ※注3) ☐ 変更内容が長期使用構造等に関するものでない場合、下記①と② ①変更にかかる図書 ②変更前図面（県の長期認定印押印のもの） ☐ 基準法の計画変更がある場合、計画変更後の確認済証 ☐ 当初申請手数料の1/2の額	※正副2部
譲受人の決定申請（法第9条） ☐ 変更認定申請書（規則第5号様式） ☐ 委任状 ※注1) ☐ 長期認定通知書の写し ※注2) ☐ 譲受人がわかる書類（売買契約書、登記簿謄本 等） ☐ 維持保全計画書の写し ※注4) ☐ 手数料は不要	※正副2部 （例）分譲住宅等の購入者が決まったとき（分譲事業者からの購入）
地位の承継の承認申請（法第10条） ☐ 承認申請書（規則第7号様式） ☐ 委任状 ※注1) ☐ 地位の承継の事実を証する書類（売買契約書など） ☐ 長期認定通知書の写し ※注2) ☐ 維持保全計画書の写し ※注4) ☐ 工務店等の点検を引き継ぐ場合はそれが分かる資料 ※注5) ☐ 確認申請の名義変更届の写し ※注6) ☐ 手数料は不要	※正副2部 （例）中古住宅の売買、相続等で認定住宅を取得したとき
軽微な変更届 ※1部（控えが必要な場合は正副2部提出してください） <届出を出す前に！> ※ 認定通知書は発行されません ※ 規則第7条に掲げるもの以外は変更認定申請をおこなってください ☐ 届出書（参考様式） ☐ 委任状 ※注1) ☐ 認定通知書の写し ※注2) ☐ ①軽微な変更にかかる図書 ②変更前図面（県の長期認定印押印のもの） （地番変更や誤記訂正は、変更後が分かる書面等の写し） ☐ 手数料は不要 規則第7条 第1項 工事着手予定時期、工事完了予定時期の6月以内の変更 第2項 譲受人の決定時期の6月以内の変更 ※戸建て住宅等 第3項 譲受人の決定時期の6月以内の変更 ※分譲マンション等の管理者等 第4項 法第5条第1～5項申請の軽微な変更 第5項 法第5条第6, 7項申請の軽微な変更	
建築又は維持保全を取りやめる旨の届出（県細則第7条） ※1部（控えが必要な場合は正副2部提出してください） ☐ 住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の届出書（県細則第2号様式） ☐ 委任状 ※注1) ☐ 認定通知書の原本 ☐ 取消し通知書を発行しますので、郵送をご希望の場合はレターバックを用意してください	
申請等の取り下げ届（県細則第8条） ※1部（控えが必要な場合は正副2部提出してください） ☐ 申請等取下げ届（県細則第3号様式） ☐ 委任状 ※注1) ☐ 認定申請書の副本は後日返却しますので、郵送をご希望の場合はレターバックを用意してください	

- 注1) 行政書士または建築士事務所に登録されている建築士
 ※地位の承継については、次に承継する予定の所有者からの委任状
 ※譲受人の決定申請については、「分譲事業者」及び「買い主」のそれぞれから委任状が必要
 ※譲受人の決定申請について、「分譲事業者」又は「買主」本人が申請する場合は、いずれか一方の委任状
- 注2) 当初認定印があるものの写し （複数回おこなっている場合は直近のもの）
- 注3) 申請に添付不要なものについては省略してよい
- 注4) 定期点検等（点検の期間・項目）に変更がないか確認する。変更あれば法第8条の申請が必要
 維持保全計画書の「内容」に変更がなく「様式」のみ変更する場合は、当初写し及び変更後様式の両方を添付
- 注5) 点検業者との契約書及び承継前の点検記録
- 注6) 高知県建築基準法施行細則第22条の名義等の変更のこと（提出が必要なのは、工事完了前の地位承継や名義変更に限る）